

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（使用申込者の資格）</p> <p>第4条 コミュニティ住宅の住居を使用することができる者は、次に掲げる者で住宅に困窮すると認められるものとする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>次に掲げる者で事業地区内における市街地整備事業の施行に伴い住宅を失ったもの</p> <p>ア 〔略〕</p> <p><u>イ 承認の日後に事業地区内に居住するに至った者で、区長が市街地整備事業の施行上やむを得ないと認めるもの</u></p> <p><u>ウ ア及びイに該当する者と同じの世帯に属する者で規則で定めるもの</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>イ アに該当する者と同じの世帯に属する者で規則で定めるもの</u></p>
<p>2～4 〔略〕</p>	<p>2～4 〔略〕</p>
<p>（使用手続）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第6条 〔略〕</p>	<p>第6条 〔略〕</p>
<p>2 使用予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>〔略〕</p> <p>保証金として、<u>入居時における使用料（京島一丁目コミュニティ住宅にあっては、第10条の2の規定により使用料の減額を受けるときは、当該減額後の使用料）の2月分に相当する金額を納付すること。</u></p>	<p>2 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>保証金として<u>使用料の2月分に相当する金額を納付すること。</u></p>
<p>3・4 〔略〕</p>	<p>3・4 〔略〕</p>
<p>（付加使用料）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第23条 コミュニティ住宅（京島一丁目コミュニティ住宅を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、コミュニティ住宅を引き続き5年以上使用している場合において、当該使用者の収入が20万円を超え、かつ、当該コミュニティ住宅を引き続き使用しているときは、規則で定める月から、当該コミュニティ住宅の使用料のほかに、付加使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第23条 コミュニティ住宅の使用者は、コミュニティ住宅を引き続き5年以上使用している場合において、当該使用者の収入が20万円を超え、かつ、当該コミュニティ住宅を引き続き使用しているときは、規則で定める月から、当該コミュニティ住宅の使用料のほかに、付加使用料を納付しなければならない。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>（市街地整備事業の施行に伴う者に係る特</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p>

例)

第29条 第10条、第10条の2(京島一丁目コミュニティ住宅を使用する場合を除く。)、第11条第1項第3号及び第4号並びに第12条の規定は、第4条第1項第4号アの規定に該当する者が当該市街地整備事業に係る賃借料差額補償を受ける期間にあつては、適用しない。

第29条 第10条、第10条の2、第11条第1項第3号及び第4号並びに第12条の規定は、第4条第1項第4号アの規定に該当する者が当該市街地整備事業に係る賃借料差額補償を受ける期間にあつては、適用しない。

別表第1

名称	位置	戸数
京島一丁目コミュニティ住宅	東京都墨田区京島一丁目1番2号	36戸
京島二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第六コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第七コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第八コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
文花二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
八広二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
立花五丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕

別表第1

名称	位置	戸数
〔新設〕		
京島二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第六コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第七コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第八コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
文花二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
八広二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
立花五丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕

別表第2

名称	型式	使用料(月額)
	1LDK(Aタイプ)	75,100円
	1LDK(Bタイプ)	75,300円
	1LDK(Cタイプ)	79,800円

別表第2

名称	型式	使用料(月額)

京島一丁目コミュニティ住宅	1LDK(Dタイプ)	83,400円	〔新設〕	〔略〕	〔略〕
	1LDK(Eタイプ)	85,400円			
	1LDK(Fタイプ)	89,100円			
	1LDK(Gタイプ)	95,000円			
	2LDK(Aタイプ)	89,100円			
	2LDK(Bタイプ)	97,500円			
京島二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島二丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島二丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島二丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島二丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島二丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第二コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第三コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第四コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第五コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第六コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第六コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第七コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第七コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
京島三丁目第八コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	京島三丁目第八コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
文花二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	文花二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
八広二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	八広二丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
立花五丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕	立花五丁目コミュニティ住宅	〔略〕	〔略〕
付記	〔略〕		付記	〔略〕	

付 則

この条例は、平成21年11月2日から施行する。ただし、第4条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。